



「1ヶ月未満の育児休業を昇格の際の除算期間としないこと」について

今回は労組からの要求により労働条件改善の勝ち取りにつながった事項について解説する。今回は、男性の育児休業も増えてきたこともあり「育児休業取得者の昇格に係る除算期間について」を取り上げる。

1ヶ月の育児休業を取得した場合の影響について、運用の相違点を振り返りつつ説明する。太田市では4月の昇格のほか、10月にも昇格が行われている。1ヶ月の育児休業を取得したとき、太田市では4級までは昇格するための要件が「在級年数」であることから、在級年数が1カ月足りないために昇格が6ヶ月先送りになってしまっていた。（※ちなみに隣接する某市町村の場合、1年に1回の昇格のため昇格が1年遅れになる。）そのため、主任に上がる前に育児休暇を取得した場合、9年目に昇格するところを6ヶ月先の9年目の10月に昇格することになっていた。新卒であれば単純に同期と比較して遅れたことが明らかになるが、社会人経験を有

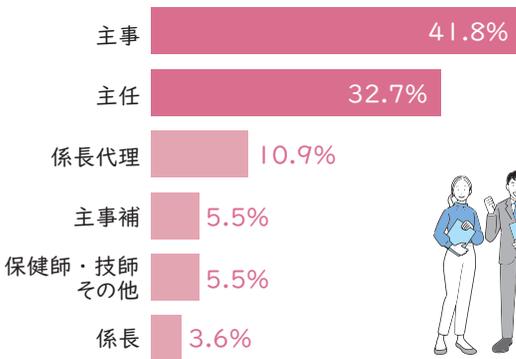
している場合はいつ主任にするか把握していない人も多く、育児休業の取得によって昇格が遅れたと認識するためには昇格の仕組みを理解している必要があった。また、昇格が遅れることを認識した上で育児休業を取得する人も多く、釈然としない状況が続いていた。

そこで、国の条件よりも優遇される形で1ヶ月未満の育児休業は昇格の際の除算期間としないことを継続して要求し、2021年の賃金確定闘争期の要求書で勝ち取り、令和2年度から運用されている。人事院勧告よりも優遇される中でこの条件を勝ち取れたのは既に実施していた前橋市等、横の情報、人事当局との継続的な交渉に基づく合意があったからである。一方的な要求は無理な要求に過ぎず、時代の流れ、他市の状況等、総合的に見て納得性のある要求を提示することで、当局との合意ができた案件だったと振り返る。

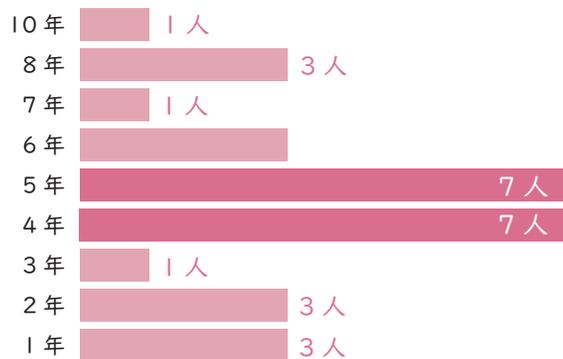
2024 賃金確定闘争に係る WEB アンケートの結果報告について

2024 賃金確定闘争に係る組合員からの事前アンケートについては、8月31日（木）に締め切らせていただき、56名からご回答をいただきました。景品当選者には後日役員が直接お渡しに伺います。ご協力頂きまして誠にありがとうございました。回答結果より主だったものを抜粋し、紹介します。

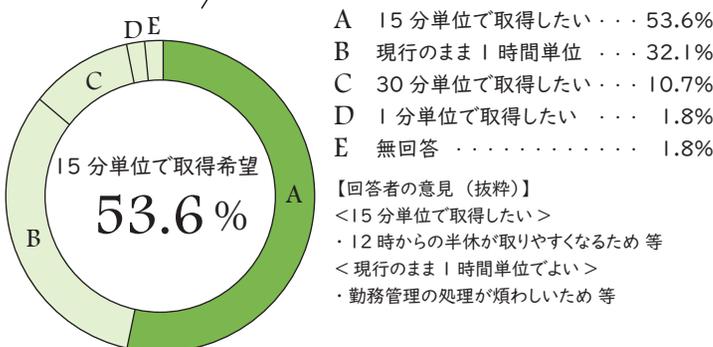
回答者の役職別内訳



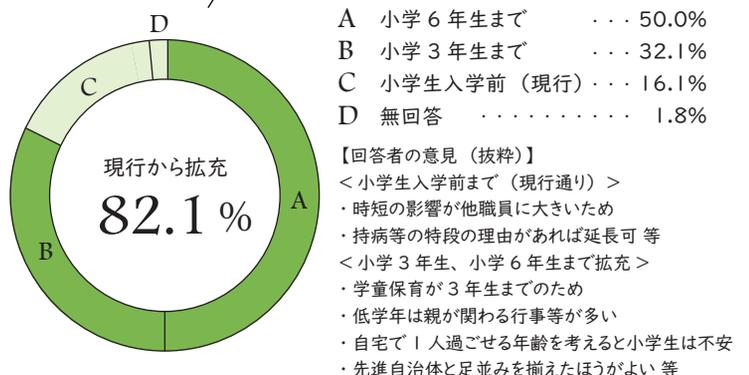
【今年異動した方】直前部署の在籍年数



時間休の取得単位について



育児短時間勤務の対象年齢について



8.24 県本部定期大会に係る単組オルグについて

8月24日(木)、組合カフェルームにて県本部開催による「県本部定期大会に係る単組オルグ」が実施された。太田市職労からは小林委員長ほか3名が出席し、県本部からは飯島書記長、樺澤書記が出席した。本オルグは、県本部が県内各単組を周り、9月15日に開催予定の県本部定期大会及び当面する諸課題等について意思統一をはかるため実施するもの。オルグでは県本部より定期大会の開催に向けて必要事項の確認が行われた。また、太田

市職労から県本部に対して要望や改善事項の提案を行ったほか、本秋に実施される人事委員会勧告を前に労働条件の改定をめぐる動向についての情報共有も併せて行われた。

また、県本部は、ガソリン単価が高騰する昨今、通勤手当の動向については現段階で国が見直し等の動きが無い一方で群馬県は燃料単価の変動に応じて毎年、手当の改定が行われていることに触れた。



▲7.5人勤期オルグの様子

群馬県職員の交通用具使用者への通勤手当について

群馬県が職員に支給する交通用具使用者への通勤手当は、国の基準は5km刻みであるが、県職労の長年の取り組みにより1km刻みとなっている。また、2014年の賃金確定闘争では石油情報センターが公表するガソリン単価と国土交通省が公表する自動車燃費の調査結果を手当に連動させることで妥結を勝ち取っている。

表からも読み取れるように、通勤距離や手段によっては群

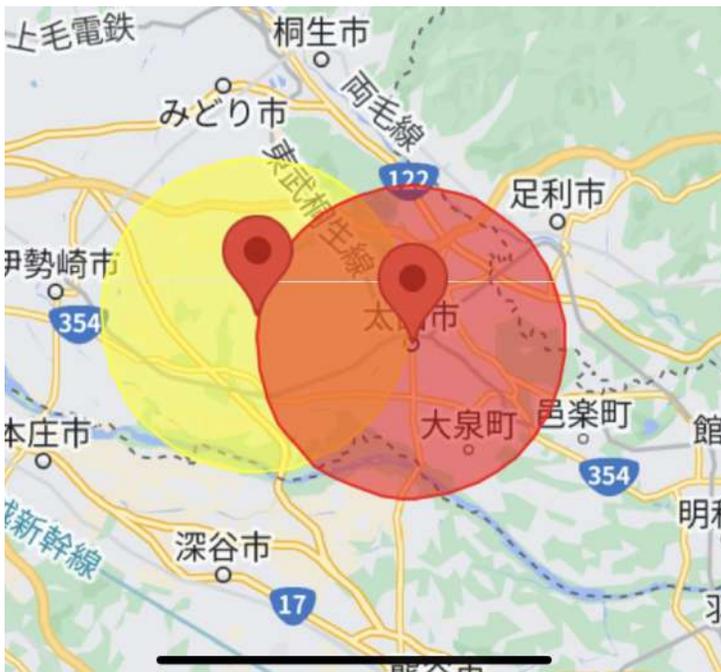
馬県より太田市職員の方が有利な場合もあることから、一律で群馬県に倣うことは慎重を要する。一方で交通用具の使用については、地方都市でモータリゼーションの進んでいる本市において、多くの組合員が通勤に自家用車を使用している。この実情を踏まえ、多くの組合員の可処分所得の向上に貢献するよう今後も通勤手当の在り方について執行部内で議論を重ね、検証を行ってまいりたい。

支給額の計算方法(群馬県)

$$\left[\frac{\text{ガソリン単価 (171円/l)}}{\text{燃料 (13.0km/l)}} + \text{諸経費 (2.31円/km)} \right] \times \text{片道距離区分の中位距離} \times 2 \text{回} \times 21 \text{日}$$

通勤手当について、通勤手当距離別支給額一覧表より、県と比較すると概ね7km圏内の通勤者の場合は太田市の方が有利な条件となっている。図は多くの組合員が在籍する「太田市役所本庁舎」「新田庁舎」を中心に直線距離7kmを作図(本庁:赤丸、新田:黄丸)した。概ね7km圏内が太田市内

と近郊を網羅しており、多くの組合員が市内に在住している実態を鑑みると、現行の運用でも有利な人が多数派であることから、通勤手当の改善要求については制度設計をしっかりとする必要はある。



▲「市役所本庁」「新田庁舎」から直線距離7km圏内をそれぞれ赤と黄で図示

通勤手当距離別支給額一覧表

片道の使用距離 (km 以上~ km 未満)	二輪車 (円)	自転車 (円)	自動車 (円)	太田市 (※)
2~3			2,000	3,000
3~4	2,000	2,300	2,270	
4~5			2,920	
5~6			4,100	4,100
6~7	4,220			
7~8	4,870			
8~9	4,100	4,100	5,520	5,000
9~10			6,170	
10~11			6,500	
11~12	7,470			
12~13	8,120			
13~14	6,500	6,500	8,770	10,000
14~15			9,420	
15~16			8,900	
16~17	10,720			
17~18	11,370			
18~19	8,900	8,900	12,020	
19~20			12,660	
:				

※太田市は「自動車」「二輪車」「自転車」問わず同額支給
(群馬県職員労働組合 (2023)『組合員必携 賃金のしおり 2023』、pp80~82より転載)